

公益財団法人松山観光コンベンション協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款に定めるもののほか、公益財団法人松山観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の賛助会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）及び協会が別に定める書類を会長に提出しなければならない。

(会費)

第3条 賛助会費は、年間1口1万円以上とする。

(賛助会費の納入)

第4条 賛助会費は、その請求があった場合は、速やかに当該年度分を納入しなければならない。

2 新規加入の場合における会費の納入は、入会決定後において請求があった日から30日以内に行うものとする。

3 年度の途中に入会する場合であっても、原則当該年度分の賛助会費の全額を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第5条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体が解散したとき。
- (2) 賛助会費を1年間滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第6条 賛助会員は、退会届（様式第2号）を提出することにより、任意に退会することができる。

2 前条各号に該当した場合は、退会届の提出がない場合でも退会扱いとすることができる。

(除名)

第7条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会における議決権を有する出席者の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合において、その賛助会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協会の定款又は規程に違反したとき。

(2) 協会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(会費の不返還)

第8条 既納の会費については、理由のいかんを問わず返還しない。

(会員の資格継続)

第9条 毎年3月末日までに退会の届出がない場合は、資格喪失又は退会若しくは除名されない限り、翌年度においても継続して賛助会員となる申込みをしたものとみなす。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人松山観光コンベンション協会の設立の登記の日から施行する。